

【ご参考】 会員企業の皆様へ 新型コロナウイルス感染症への対応ガイド

※本ガイドは、主に当所管内の事業所を対象に、新型コロナウイルス感染症の予防や感染者発生時の対応に関し、主に公表されております基本的な事項をまとめたものです。実際の対応については、最新の法令・各種ガイドライン等を遵守するとともに、保健所・医療機関の指示に従ってください。

[目次]

第一章	職場における感染予防策（自社の予防体制のチェックリストとしてご活用ください）	P 2
第二章	感染が疑われる従業員への対応策	P 4
第三章	感染者が発生した場合の対応策	P 7
第四章	Q & A、リンク集	P 10

第一章 職場における感染予防策（チェックリスト）

※実際の対策には、栃木県の業種別ガイドラインや業界団体のガイドラインも参照してください。

1. 正しい情報を把握し、冷静に対応しよう！

- ☐ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
……新型コロナウイルス情報、政府の取り組みになど
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ☐ 「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ☐ 栃木県 感染症の発生状況および検査状況
……栃木県の感染状況
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/coronakensahasseyoukyou.html>
- ☐ 栃木県「業種別ガイドライン」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/gyousyubetsuguidelines.html>
- ☐ （一社）日本来航医学会・（公社）日本産業衛生学会
「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」
<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/corona02.pdf>
- ☐ 従業員の健康状態をチェックする
……出勤前、従業員に検温や体調確認をさせ、毎日報告

2. 毎日できることをしっかりやろう！

- ☐ 利用者・従業員にマスク着用の徹底を周知し、着用していない場合は配布等に努めている。
- ☐ 消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。
- ☐ 咳エチケットの励行、共用タオル等を使用しない、制服をこまめに洗濯する等衛生管理を徹底している。

3. ソーシャルディスタンスは出来るだけ2m

- ☐ 行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している。
- ☐ 座席の工夫（アクリル板の設置）など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知している。
- ☐ 対面が想定される場所への遮蔽物（窓口の透明ビニール）等の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している。

4. 3つの密（密閉・密集・密接）を避けよう！

- ☐ 3密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。
- ☐ 扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている。
- ☐ 従業員の休憩室等はできる限り換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている。

5. こまめな施設の清掃・消毒が大切です！

- ☐ 熱がある利用者の入場・入店をお断りしている。
- ☐ 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。
- ☐ 使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てるよう表示している。
- ☐ 清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。

第一章 職場における感染予防策（チェックリスト）

※実際の対策には、栃木県の業種別ガイドラインや業界団体のガイドラインも参照してください。

6. コロナ禍を契機に、社内体制を整備しよう！

- 緊急事態を想定した訓練の実施や BCP（事業継続計画）・新型コロナウイルス感染防止体制（感染防止対策の策定・変更について全社的に検討する機関）の整備等に取り組んでいる。
- 体制整備には経営者が積極的に関与するとともに、制度作りにとどまらず、現場でしっかり機能するように従業員に対し、周知・理解促進を図っている。
- 体制整備には衛生 委員会や産業医等の産業保健スタッフ、弁護士・社労士等の専門家、労働者代表も加えるなど様々な意見を取り入れるよう工夫している。
- テレワーク（在宅勤務など）、時差出勤といった柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでいる。

7. 新型コロナウイルス感染症防止対策運動に参加しよう！

- 栃木県「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」運動
栃木県では、各業界団体と連携した感染防止対策を徹底する取組と、各事業者の参加による感染防止対策の「見える化」の取組を県民運動として展開しています。

●宣言書作成手順

- ①県 HP から事業者向け「感染防止対策取組宣言書」「ステッカー」をダウンロードしてください。
- ②「感染防止対策取組宣言書」の内容を確認し、各業界団体のガイドラインや取組宣言等に沿った具体的取組を書き加え、施設名を記載し、各事業所に掲示してください。

県 HP（ダウンロードは下記の URL から）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sengen/torikumisengen.html>

□栃木市「新型コロナウイルス感染防止対策ポスター」

栃木市では、事業者の感染防止対策の「見える化」を後押しすることを目的として、感染防止対策を PR するためのポスターひな形を作成しました。

●ポスター作成手順

- ①使用申請書を市ホームページからダウンロードして、市新型コロナウイルス感染症対策室にメールにて提出してください。

市 HP（ダウンロードは下記の URL から）

<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/covid19/29847.html>

提出先：covidtaisaku@city.tochigi.lg.jp

- ②ポスターひな形をダウンロードの上、実践している対策に合わせてピクトグラム（図柄）を選択し作成してください。

- ③ポスターを印刷し、店頭等の見やすい位置に掲示してください。

●お問合せ

栃木県「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」運動

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（新型コロナウイルス施設・生活相談センター）

Tel：028-623-2826

Eメール：shakai-honbu@pref.tochigi.lg.jp

栃木市「新型コロナウイルス感染防止対策ポスター」

新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症対策係

Tel：0282-21-2147 Fax：0282-21-2682

第二章 感染が疑われる従業員への対応策

※6 ページの対応フロー図をご参照ください。

1. 従業員から発熱があると連絡を受けた場合、または社内で発熱者が出た場合

- 基本は、自宅待機（就業時間中ではあれば、マスク着用のうえ帰宅させる）
- 本人に症状がなくても、家族に体調不良の兆候があれば無理をさせない。
- 従業員に自宅待機などを命じる場合は、労働基準法、社内就業規則等もチェック

※詳細は巻末 Q&A「Q2. 新型コロナウイルスに関する労働法令・ルールを確認したい」を参照

労働・雇用関係お問合せ先一覧：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00092.html

- 風邪の症状はないが、「感染したかもしれない……」と不安に思う方もフォローする。

⇒ 「栃木県 新型コロナコールセンター 0570-052-092」

「帰国者・接触者相談センター（栃木県 県南健康福祉センター）0285-22-0302」に電話するようアドバイス

2. 自宅待機後の症状別の対応（解熱・症状が緩和した or 緩和しない）

（1）自宅待機後、3日程度以内に解熱・症状が緩和 ⇒ 職場復帰を検討（必要に応じて産業医と相談）

- ・発症後「少なくとも8日経過している」、および、薬剤内服のない状態で発熱・咳・下痢・全身倦怠感などが消失して「少なくとも3日経過している」こと等が目安
- ・「陰性証明」や「復職診断書」を医療機関に求めないようにすること
⇒罹患していないことを証明することは難しく、それを長時間にわたって説明する作業が医療機関を疲弊させるため

（2）3日程度経過しても、症状が緩和しない ⇒ まずはかかりつけ医に連絡

- ・「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者・基礎疾患のある方）や妊婦の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合

第二章 感染が疑われる従業員への対応策

※6 ページの対応フロー図をご参照ください。

3. 感染の疑いがあり、受診が必要と判断された場合

- かかりつけ医での受診、または受診が可能な医療機関を案内してもらう。
⇒ マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診すること

4. 受診の結果、医師が「検査の必要あり」と判断した場合

- 各地域の検査センター、医師又は保健所等から紹介された検査機関で PCR 検査を行う。
 - ・ 陰性なら …… 自宅で安静 / 症状が改善しない場合は再度医療機関に相談
 - ・ 陽性なら …… 入院（感染症指定医療機関等）または宿泊療養・自宅療養

感染症指定医療機関：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html>

各地域の検査センターについて

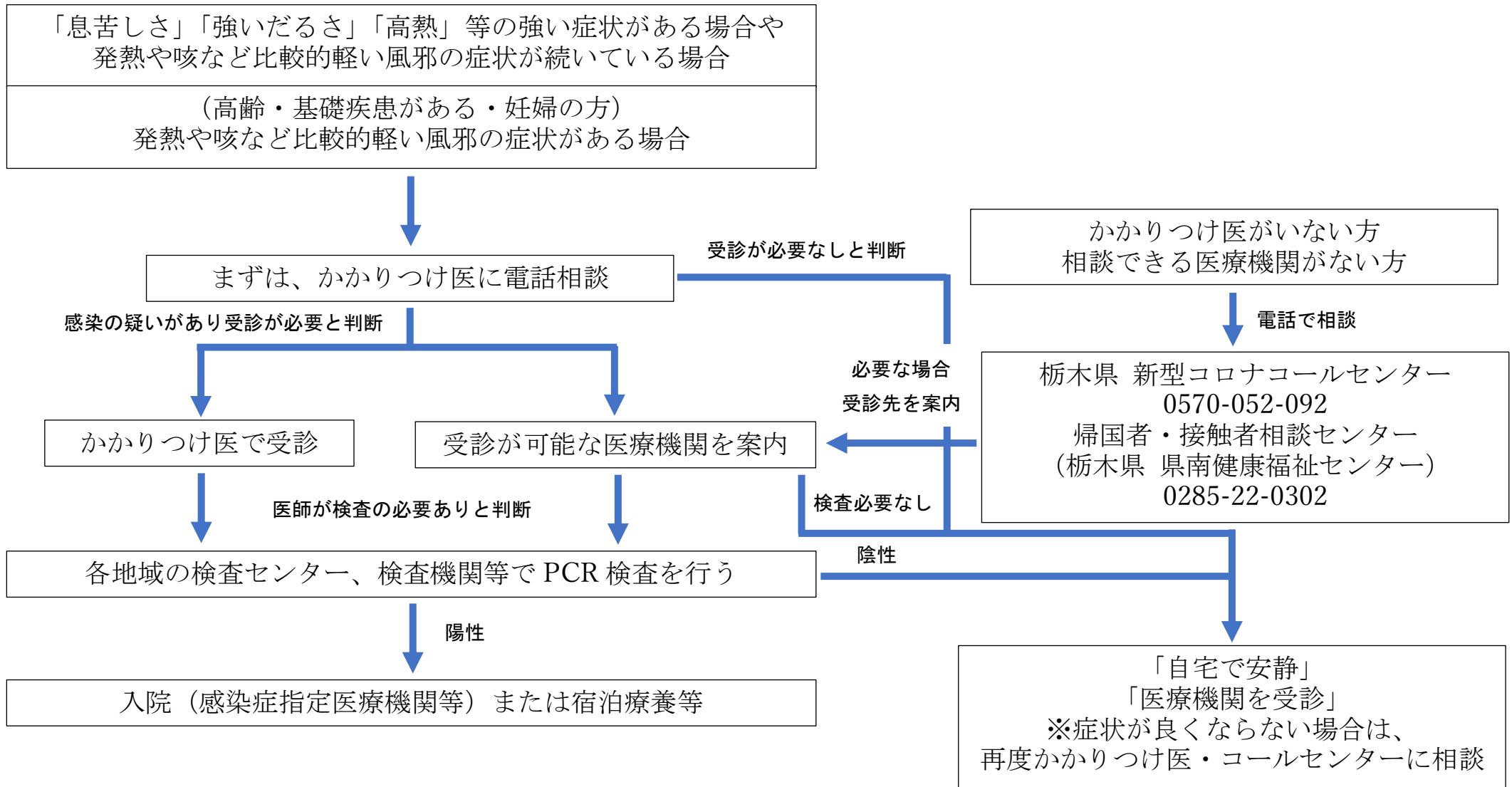
○ 下都賀郡市医師会では新型コロナウイルス感染の疑いのある方の PCR 検査を「地域外来・検査センター」で行っております。

※医師の診察により「検査の必要あり」と判断した患者さんが対象となります。開設場所は非公開となっております。

【コロナウイルス検査法・特徴】

	目的	検体採取部位	検査対象	精度
PCR 検査	現在の感染状況	鼻・喉の粘液 喀痰、唾液	ウイルスの遺伝子	正しい判定は 7 割程度
抗原検査	現在の感染状況	鼻・喉の粘液 唾液	ウイルスに特有のタンパク質	PCR 検査に劣る
抗体検査	過去の感染実績	血液	ウイルスの抗体	精度にばらつきがある

[参考] 感染が疑われる場合の対応フロー



※かかりつけ医・コールセンターの案内とは相違する場合がございます。その場合、かかりつけ医・コールセンターの案内に従ってください。

第三章 感染者が発生した場合の対応策

1. 保健所への報告と連携

○速やかに管轄の保健所に報告し、支持に従う（必要に応じえて産業医にも連絡）

- ・あらかじめ保健所と事業者との間で連絡窓口（担当者）を決めておく。

- ・保健所の調査に協力するため、情報を整理する。

⇒発症日、勤務した場所、感染者情報（感染者の業務内容やフロア図・座席など）、濃厚接触者、日頃取引のある業者をリスト化しておく。

⇒トラブルを避けるため、本人に個人情報取得や第三者提供の同意を得ておく。

- ・必要に応じて、ビル管理会社や事業者団体（商店会）、町内会などの関係先へ連絡

※ 栃木県内保健所：https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_09.html

○感染が確認された場合は、受診・検査を受けた医療機関の指示に従い入院等が必要

⇒高齢者や基礎疾患がある人など重症化しやすい患者への治療に重点を置くため、軽症・無症状の場合、宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応になる。

2. 事務所内の清掃・消毒

○保健所からの指導に基づき、事業者が職場を清掃・消毒（費用は事業者の自己負担）

- ・地域にある消毒業者を調べておくほか、消毒に必要な物品が揃っているか確認

○保健所からの指導に基づき、感染付近のエリア・事業所の一時閉鎖などを検討

- ・通常の業務ができなくなるのであれば、対外広報を行う（次頁参照）。

⇒保健所からの指導がない場合もあるので、能動的に対応すること

第三章 感染者が発生した場合の対応策

3. 対外的な広報活動

- 自社の BCP や社内規定を踏まえて、広報体制や情報開示方針を策定
 - ・経営者が積極的に関与するとともに、弁護士等専門家の意見も聴く。
- 職場で感染者が発生した場合、対外的に情報開示すべきかどうか検討する。
 - ・例えば、「重要な事業の縮小で地域経済に大きな影響を与える場合」や「社会インフラの利用を介して感染拡大の可能性がある場合」などは、開示の必要性が高まる。
 - ・一方で、海外事業所の従業員で他国の医療体制の中で対応できている場合などは、開示しないという選択肢もある。
⇒いずれにせよ、感染状況や業種・事業規模、顧客・取引先の数等で対応が異なり、ケース・バイ・ケースでの判断が求められる。
- どのような情報をどこまで開示するか検討する（不必要な情報開示はかえって混乱を招く）
 - ・感染場所、人数、経緯（感染が判明するまでの感染者の行動）、事業所の対応（感染者への対応、消毒作業の内容）、濃厚接触者の有無等は基本的な開示項目
⇒感染者の性別や年齢、行動履歴など個人のプライバシーに関わる情報を開示する場合は、あらかじめ弁護士等専門家に相談しておくことが望ましい。
- 広報窓口を一元化する。
 - ・噂や不確定情報が独り歩きしないよう徹底し、あらかじめ自社の「問い合わせ対応 Q&A」を定めておく。
- 対外的な広報手段を検討する。
 - ・HP 掲載、店頭・窓口での掲示が基本 ⇒ 必要に応じて関係先・取引先へ個別に通知
⇒さらに社会的に影響が大きい場合は、「プレスリリース」を検討

第三章 感染者が発生した場合の対応策

4. 従業員とのコミュニケーション

- 同じ職場で感染者が出たことにより、他の従業員が動揺し、士気の低下を招いたり、「不安で休みたい」といった要望が増えたりする可能性がある。
 - ・休暇や手当の支給方法についてあらかじめ社労士等専門家と対応方針を検討してく。
 - ・濃厚接触者がいる場合は、保健所に情報を提供（濃厚接触者も PCR 検査が実施される）
⇒従業員の声や要望などを取りまとめて、会社側に伝えることも大切
- 事実を隠さない（情報開示の範囲は弁護士等専門家と相談すること）
 - ・情報開示方針のもとで社内報やイントラネット・メールなどを活用し、社内で情報を共有（対外広報と同じタイミングで社内にも周知）
⇒さらに、経営者自らの言葉で感染拡大防止に向けた対応方針をしっかりと説明・周知
- 状況の変化に応じて情報・対応方針は更新し、従業員全員に徹底すること
 - ・テレワークや自宅待機の従業員が増えると情報の共有が難しくなる。
⇒「私は聞いていない」「取引先から指摘されて初めて知った」ということがないように、全員に情報を伝える手段を整えておく。
- 感染者本人へのフォローと職場復帰（差別やいじめを絶対に許さない職場環境をつくる）
 - ・適切な感染予防対策をとったうえでコロナウイルスに感染してしまう＝悪いことではない。
⇒感染した本人やご家族の気持ちに寄り添って、職場内で差別やいじめを起さない。
⇒インターネットで自社や感染者に関する風評被害が発生していないかチェック
 - ・発症日から 10 日間経過後、かつ、症状軽快から 72 時間経過後（厚労省通知 6/12）、退院が可能（医療機関に「陰性証明」や「復職診断書」を求めない）。
⇒復帰の際は、主治医・産業医等の助言に従い、在宅勤務含め感染防止策を徹底する。

第四章 Q & A ・ リンク集

Q 1. 新型コロナウイルス感染症に関して相談したい

○厚生労働省 電話相談窓口 [番号] 0120-565653 (フリーダイヤル) [受付] 9:00~21:00 土日・祝日も実施

○栃木県 新型コロナコールセンター [番号] 0570-052-092 [受付] 24 時間 (土日、祝日を含む)

Q 2. 新型コロナウイルスに関係する労働法令・ルールを確認したい

○厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方へ向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

Q 3. 業種ごとの対応ポイントやチェックシートがほしい

○業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/covid19/27024.html>

○チェックリスト

<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/covid19/26188.html>

Q 4. 各相談窓口

○厚生労働省・栃木県・栃木市の窓口連絡先

<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/covid19/25804.html>

Q 5. 濃厚接触者の定義を確認したい (4/20 に定義が変更)

・患者が発症する 2 日前から、1m 程度の距離で、マスクをせずに 15 分以上会話した場合などが濃厚接触に該当する。
マスクをしていれば濃厚接触に該当しない。また、マスク無しでも 1m 超離れていれば濃厚接触には該当しない。

※詳しくは、国立感染症研究所HPを参照

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

第四章 Q & A ・ リンク集

【参考 2】 感染者が発生した場合の公表文例 1 丁寧バージョン

2020 年〇月〇日
株式会社 □□
総務・広報グループ 広報担当

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020 年〇月〇日、当社〇〇営業所に勤務する従業員 1 名が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していることが判明いたしました。経過は以下のとおりです。

- ・〇月〇日 体調不良により〇〇度の発熱。当日は有給休暇を取得し、自宅待機
- ・〇月〇日 都内の医療機関を受診
- ・〇月〇日 遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス（COVID-19）陽性と判明
※当該者に直近の海外渡航履歴はありません。
- ・現在、所管保健所の指導のもと都内のホテルにて療養中

これまで当社では、専門家会議の指摘や東京都からの要請を踏まえて、いわゆる「3つの密」を避けるため、手洗い、手指消毒、マスク着用等個人でできる感染防止策の徹底をはじめ以下の対応を進めて参りました。

- ・事業（会議、セミナー、講演会、飲食を伴う懇親会等）の中止もしくは延期
- ・発熱等の風邪症状がある社員の出勤見合わせ
- ・不要不急の社内会議・打合せ、来客対応の中止
- ・時間外業務・出張の原則禁止
- ・時差出勤・テレワークの実施・有給休暇の取得促進による出勤者数の削減

現在、所管保健所の指導のもと、当該者の健康状態に関する経過観察、行動歴や濃厚接触者に関する詳しい調査を進めると同時に、当該者が勤務するエリアにて勤務する全社員に対し、本日より〇月〇日までの最長 14 日間、在宅勤務・自宅待機を行うように指示したところです。なお、当該者が勤務の際立ち寄った可能性のあるエリア、使用した什器につきましては速やかに消毒作業を実施いたします。

今後につきましては、所管保健所をはじめ関係機関と連携し、社員・ご家族の安全確保を最優先に、社内外への感染拡大防止に向けて最大限努力して参る所存です。皆様方には多大なるご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 株式会社 □□ 総務・広報グループ 広報担当 △△
TEL : 03-XXXX-XXXX / e-mail : ...@...co.jp

【参考 3】 感染者が発生した場合の公表文例 2 簡易バージョン

2020 年〇月〇日
株式会社 □□
総務・広報グループ 広報担当

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020 年〇月〇日、当社〇〇営業所に勤務する従業員 1 名が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していることが判明いたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

- 感 染 者 : 当社〇〇営業所に勤務する社員 1 名
(住所・建物名・階数 等)
- 濃厚接触者 : 現在、所管保健所の指導のもと確認中
- 経 緯 : 〇月〇日（曜日） 症状を覚知、
〇月〇日（曜日） PCR 検査を受検。
〇月〇日（曜日） 午後に陽性が判明。
※ 最終出勤日：〇月〇日（曜日）
- 対 応 : 〇月〇日（曜日）、感染疑いがある就業者の連絡があったため、同日、当該就業者の行動範囲の共用部の消毒作業を実施。
- 消 毒 箇 所 : 営業所内、ビル通用口、共用廊下、トイレ、給湯室

今後につきましては、所管保健所をはじめ関係機関と連携し、感染拡大防止に向けて最大限努力して参る所存です。

皆様方には多大なるご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 株式会社 □□ 総務・広報グループ 広報担当 △△
TEL : 03-XXXX-XXXX / e-mail : ...@...co.jp

第四章 Q & A ・ リンク集

〔参考4〕 行動記録表様式例と健康管理表様式例

< 行動記録表様式例 >

- ・ 感染発覚後に過去の行動を振り返るほか、濃厚接触者を特定するために使用する（保健所の調査の参考となる）
- ・ 日付、時刻、どこで、誰と、何をしたかといった情報に加えて、相手の連絡先や当日のマスク使用・手指消毒の有無などを記載するとよい

①いつ		②どこで（接触場所）	③何をしたか（同居者以外の者との接触状況）	④誰と（接触者氏名）	⑤連絡先（接触者の連絡先）	⑥備考
日付	時刻					
4/○	9:00～12:00	〇〇株式会社	職場に出勤	〇〇太郎、□□花子、△△次郎	〇〇株式会社 000-000-0000	全員マスク着用
	13:30～15:00	〇×株式会社	会議	〇×部長、△□主任	〇×株式会社 999-999-9999	全員マスク着用
/						
/						
/						

記入例

< 健康管理表様式例 >

氏名：		症状出現日時： 年 月 日 時 分									
		観察開始日	開始後1日目	開始後2日目	開始後3日目	開始後4日目	開始後5日目	開始後6日目	開始後7日目	開始後8日目	備考
日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/	
最高体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
呼吸器症状	咳嗽	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	呼吸困難（息苦しさ）	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	嘔気・嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
その他	結膜充血	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	全身倦怠感（強いだるさ）	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	関節筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	意識障害	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	けいれん	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	その他										
備考											

〔参考5〕 個人情報の第三者提供に関する同意書例

株式会社 □□
代表取締役 ×× ×× 様

個人情報の第三者提供に関する同意書

私は、貴社が取得した私に関する情報を第三者に提供することについて、下記のとおり同意します。

記

1. 情報を提供する第三者

- ・ 当社従業員のうち、別紙「行動調査報告書」に記載された接触者
- ・ 当社産業医
- ・ △△区保健センター

2. 提供する個人情報

- ・ 氏名、所属部署
- ・ 別紙「行動調査報告書」記載の事項（調査日、勤務場所、業務内容、接触者の氏名・属性）
- ・ 症状及び治療状況

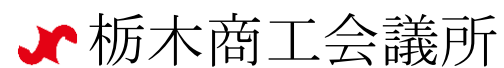
3. 第三者における利用目的

- ・ 新型コロナウイルス感染経路の確認のため
- ・ 社内・社外における新型コロナウイルス感染症の拡大・二次感染防止のため
- ・ 当社事業活動の継続等の判断をするため

以上

2020 年 月 日

氏 名： 印



【参考】

- ・東京商工会議所「会員企業の皆様へ 新型コロナウイルス感染症への対応ガイド ～お客様・従業員・事業を守るために～」
- ・厚生労働省 HP
- ・国立感染症研究所 HP 「新型コロナウイルス感染症（COVID 19）関連情報ページ」
- ・（一社）日本渡航医学会・（公社）日本産業衛生学会 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策 ガイド」
- ・栃木県 HP ・栃木市 HP 新型コロナウイルス感染症【栃木市の情報】 等